平成２７年（フ）第１０８８号
札幌市白石区南郷通11丁目南１番12号　ビックバーンズマンション南郷Ⅱ―406号
債務者　秋田　雅和
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０８号
静岡県伊豆市下船原307番地の11
債務者　涌井　健一
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
静岡県富士宮市朝日町15番17号サンコーポ朝日Ｂ101、前住所静岡県富士宮市淀師424番地の７
債務者　吉野　千穂
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５４１号
堺市東区高松225―１　ひだまり108号、住民票上の住所堺市西区浜寺諏訪森町中３丁241番地34　１階北端Ｂ―１号室
債務者　植村　久美
法定代理人成年後見人　松井　勇二
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５５１号
大阪府大阪狭山市茱萸木２丁目1690番地の１―106号、申立時の住所大阪府大阪狭山市今熊４丁目710番地の29
債務者　村上　雅彦
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５５６号
堺市中区八田寺町５―１プレドール深井Ｃ101号室、住民票上の住所堺市中区堀上町205番地36
債務者　日根野谷謙治
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５８１号
大阪府富田林市昭和町１丁目１番７―407号
債務者　**西**田　篤子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６０８号
大阪府羽曳野市高鷲９丁目４番13号
債務者　柳本　　了
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
福島県喜多方市塩川町新江木字橋本前田37番地１　市営橋本前田団地52―４、前住所福島県耶麻郡塩川町大字金橋字二合田1850番地３
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
新潟県上越市大字岩木2105番地８
債務者　牧繪　博明
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第４３号
新潟県上越市仲町２丁目８番11号
債務者　惣角　文男
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１１１７号
大阪府枚方市招提平野町７番18―203号
債務者　伊藤　　実
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６３０号
大阪府枚方市招提中町１丁目28番29号、前住所大阪府枚方市宗谷１丁目11番50―204号
債務者　安部　公子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９３７号
大阪府箕面市牧落２丁目16番１号、前住所兵庫県神戸市北区西大池１丁目34番31号
債務者　竹田　暁子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０９７号
大阪府高槻市大冠町３丁目16番４号、住民票上の住所大阪府高槻市辻子３丁目２番２号
債務者　髙濱　義晴
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１３７号
大阪市浪速区敷津東３丁目５番１―907号
債務者　田中　千鶴
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部